

臨時報告書

日本郵船株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目3番2号

臨時報告書

本書は臨時報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに頁を付して出力・印刷したものであります。

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年4月26日
【会社名】	日本郵船株式会社
【英訳名】	Nippon Yusen Kabushiki Kaisha
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長・社長経営委員 内藤 忠 顕
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
【電話番号】	03-3284-5151
【事務連絡者氏名】	主計グループ長 河 邊 顕 子
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
【電話番号】	03-3284-5151
【事務連絡者氏名】	主計グループ長 河 邊 顕 子
【縦覧に供する場所】	日本郵船株式会社横浜支店 (横浜市中区海岸通三丁目9番地) 日本郵船株式会社名古屋支店 (名古屋市中区錦二丁目3番4号) 日本郵船株式会社関西支店 (神戸市中央区海岸通一丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 貸倒引当金繰入額の計上（個別）

①当該事象の発生年月日

2019年4月26日

②当該事象の内容

当社の連結子会社1社に対する貸付金について、貸倒引当金繰入額を特別損失に計上致しました。

③当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、2019年3月期の個別決算において、約80億円の貸倒引当金繰入額を特別損失に計上致しました。なお、当該貸倒引当金繰入額は連結決算において消去されるため、連結損益に与える影響はありません。

(2) 契約損失引当金繰入額の計上（連結・個別）

①当該事象の発生年月日

2019年4月26日

②当該事象の内容

コンテナ船事業統括会社Ocean Network Express社に対する貸船に関し、備船市況が従来の想定よりも低く推移したため市況前提を保守的に見直し、契約損失引当金繰入額を特別損失に計上致しました。

③当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、2019年3月期の連結及び個別決算において、約310億円の契約損失引当金繰入額を特別損失に計上致しました。

以 上